

新旧対照表

令和7年3月17日

三菱UFJ eスマート証券株式会社

変更箇所は下線

信用取引取扱規定

新文書	旧文書	備考
<p>(略)</p> <p>第2条（信用取引口座開設の申込み）</p> <p>1. お客様は、以下の要件をすべて満たし、信用取引の節度ある利用が行える場合に信用取引口座開設の申込みを行うことができます。</p> <p>(1) すでに当社に証券口座を開設していること</p> <p>(2) インターネットを利用できる環境にあること</p> <p>(3) 電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(4) 常時連絡が取れる連絡先が登録されていること</p> <p>(5) 十分な年収があること、<u>または</u>、十分な金融資産を保有していること</p> <p>(6) お客様基本情報のご投資目的（方針）が「収益性重視」または「安定性・収益性重視」であること</p> <p>(7) 株式（現物・信用）・先物・オプション・CFD・外国為替証拠金取引のいずれかのご経験があり、かつ本取引に関する知識があること</p> <p>(8) 18歳以上であること</p> <p>2. 当社が、前項の要件及び当社が定める基準により信用取引口座開設の可否を審査し、お客様が、信用取引の制度、信用取引のリスクを理解し、本規定、信用取引口座設定約諾書兼PTS信用取引に係る合意書及び信用取引に関する覚書等の内容を熟知していることを当社が確認した場合に限り、お客様は信用取引を利用できるものとします。な</p>	<p>(略)</p> <p>第2条（信用取引口座開設の申込み）</p> <p>1. お客様は、以下の要件をすべて満たし、信用取引の節度ある利用が行える場合に信用取引口座開設の申込みを行うことができます。</p> <p>(1) すでに当社に証券口座を開設していること</p> <p>(2) インターネットを利用できる環境にあること</p> <p>(3) 電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(4) 常時連絡が取れる連絡先が登録されていること</p> <p>(5) 十分な年収があること、<u>かつ</u>十分な金融資産を保有していること</p> <p>(6) お客様基本情報のご投資目的（方針）が「収益性重視」または「安定性・収益性重視」であること</p> <p>(7) 株式（現物・信用）・先物・オプション・CFD・外国為替証拠金取引のいずれかのご経験があり、かつ本取引に関する知識があること</p> <p>(8) 18歳以上であること</p> <p>2. 当社が、前項の要件及び当社が定める基準により信用取引口座開設の可否を審査し、お客様が、信用取引の制度、信用取引のリスクを理解し、本規定、信用取引口座設定約諾書兼PTS信用取引に係る合意書及び信用取引に関する覚書等の内容を熟知していることを当社が確認した場合に限り、お客様は信用取引を利用できるものとします。なお、審査の結果、信用取引口座が開設できない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。</p>	

新文書	旧文書	備考
<p>お、審査の結果、信用取引口座が開設できない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。</p> <p>3. 法人口座については第1項5号、6号の要件は適用しません。5号については、「純資産100万円以上」を要件とします。</p> <p>4. 年齢80歳以上の場合、申込を制限させていただく場合がございます。なお制限解除の個別審査を希望される際には、当社へご連絡いただく必要があります。</p> <p>5. 登録されている連絡先電話番号が不通となりご連絡が取れない際には、新たに連絡先が登録されるまで取引を制限させていただくものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2001年 12月) 制定</p> <p>(2002年 9月) 改訂</p> <p>(2002年 11月) 改訂</p> <p>(2003年 9月) 改訂</p> <p>(2004年 2月) 改訂</p> <p>(2004年 7月) 改訂</p> <p>(2004年 12月) 改訂</p> <p>(2005年 3月) 改訂</p> <p>(2005年 7月) 改訂</p> <p>(2005年 11月) 改訂</p> <p>(2006年 3月) 改訂</p> <p>(2006年 10月) 改訂</p> <p>(2006年 11月) 改訂</p> <p>(2007年 1月) 改訂</p> <p>(2007年 5月) 改訂</p> <p>(2007年 9月) 改訂</p> <p>(2008年 4月) 改訂</p>	<p>3. 法人口座については第1項5号、6号に替わる審査基準がありません。</p> <p>4. 年齢80歳以上または勤務先が金融機関の場合、申込を制限させていただく場合がございます。なお制限解除の個別審査を希望される際には、当社へご連絡いただく必要があります。</p> <p>5. 登録されている連絡先電話番号が不通となりご連絡が取れない際には、新たに連絡先が登録されるまで取引を制限させていただくものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2001年 12月) 制定</p> <p>(2002年 9月) 改訂</p> <p>(2002年 11月) 改訂</p> <p>(2003年 9月) 改訂</p> <p>(2004年 2月) 改訂</p> <p>(2004年 7月) 改訂</p> <p>(2004年 12月) 改訂</p> <p>(2005年 3月) 改訂</p> <p>(2005年 7月) 改訂</p> <p>(2005年 11月) 改訂</p> <p>(2006年 3月) 改訂</p> <p>(2006年 10月) 改訂</p> <p>(2006年 11月) 改訂</p> <p>(2007年 1月) 改訂</p> <p>(2007年 5月) 改訂</p> <p>(2007年 9月) 改訂</p> <p>(2008年 4月) 改訂</p>	

新文書	旧文書	備考
(2008年 12月) 改訂	(2008年 12月) 改訂	
(2009年 1月) 改訂	(2009年 1月) 改訂	
(2009年 6月) 改訂	(2009年 6月) 改訂	
(2010年 8月) 改訂	(2010年 8月) 改訂	
(2010年 10月) 改訂	(2010年 10月) 改訂	
(2012年 2月) 改訂	(2012年 2月) 改訂	
(2012年 8月) 改訂	(2012年 8月) 改訂	
(2013年 1月) 改訂	(2013年 1月) 改訂	
(2015年 6月) 改訂	(2015年 6月) 改訂	
(2016年 12月) 改訂	(2016年 12月) 改訂	
(2019年 12月) 改訂	(2019年 12月) 改訂	
(2020年 4月) 改訂	(2020年 4月) 改訂	
(2021年 1月) 改訂	(2021年 1月) 改訂	
(2022年 3月) 改訂	(2022年 3月) 改訂	
(2023年 9月) 改訂	(2023年 9月) 改訂	
(2025年 2月) 改訂	(2025年 2月) 改訂	
(2025年 4月) 改訂		

先物・オプション取引取扱規定

新文書	旧文書	備考
<p>(略)</p> <p>第2条 (先物・オプション取引口座開設)</p> <p>1. お客様は、当社が定める以下の口座開設基準を満たした場合に先物・オプション取引口座の申込を行うことができます。</p> <p>(1)すでに当社に証券口座を開設していること</p> <p>(2)インターネットを利用できる環境にあること</p> <p>(3)電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(4)常時連絡が取れる連絡先が登録されていること</p> <p>(5)個人番号もしくは法人番号の登録が完了していること</p> <p>(6)十分な年収があること、<u>または、十分な金融資産を保有していること</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(7)お客様基本情報のご投資目的(方針)が「収益性重視」または「安定性・収益性重視」であること</p> <p>(8)株式(現物・信用)・先物・オプション・CFD・外国為替証拠金取引のいずれかのご経験があり、かつ本取引に関する知識があること</p> <p>(9)18歳以上であること</p> <p>2.当社が前項の要件及び当社が定める基準により先物・オプション取引口座開設の可否を審査し、お客様が先物・オプション取引の制度・リスクを理解し、本規定、指数先物取引・オプション取引の契約締結前交付書面、先物・オプション取引口座設定約諾書等の内容を熟知していることを当社が確認した場合に限り、お客様は先物・オプション取引を利用できるものとします。なお、審査の結果、先物・オプション</p>	<p>(略)</p> <p>第2条 (先物・オプション取引口座開設)</p> <p>1. お客様は、当社が定める以下の口座開設基準を満たした場合に先物・オプション取引口座の申込を行うことができます。</p> <p>(1)すでに当社に証券口座を開設していること</p> <p>(2)インターネットを利用できる環境にあること</p> <p>(3)電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(4)常時連絡が取れる連絡先が登録されていること</p> <p>(5)個人番号もしくは法人番号の登録が完了していること</p> <p>(6)十分な年収があること、<u>かつ十分な金融資産を保有していること</u></p> <p><u>※お客様基本情報の登録内容により金融資産の開設基準が変動する場合がございます。</u></p> <p>(7)お客様基本情報のご投資目的(方針)が「収益性重視」または「安定性・収益性重視」であること</p> <p>(8)株式(現物・信用)・先物・オプション・CFD・外国為替証拠金取引のいずれかのご経験があり、かつ本取引に関する知識があること</p> <p>(9)18歳以上であること</p> <p>2.当社が前項の要件及び当社が定める基準により先物・オプション取引口座開設の可否を審査し、お客様が先物・オプション取引の制度・リスクを理解し、本規定、指数先物取引・オプション取引の契約締結前交付書面、先物・オプション取引口座設定約諾書等の内容を熟知していることを当社が確認した場合に限り、お客様は先物・オプション取引を利用できるものとします。なお、審査の結果、先物・オプション</p>	

新文書	旧文書	備考
<p>ン取引口座開設ができない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。</p> <p>3. 法人のお客様は第1項6号、7号の要件は適用せず、6号については、「当社預り資産1,000万円以上あること」を要件とします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4. 登録の連絡先（電話番号等）が不通となり連絡が取れない場合には、新たに連絡先が登録されるまでの間、取引制限するものとします。</p> <p>5. お客様基本情報の登録内容により、<u>第1項の口座開設基準に対する審査結果が変動する場合があります。</u></p> <p>6. <u>年齢80歳以上の場合、申込を制限させていただく場合がございます。なお制限解除の個別審査を希望される際には、当社へご連絡いただく必要があります。</u></p> <p>7. <u>個人のお客様の場合、ご登録の属性がオプション取引の売建て開始基準「原則、年収が500万円以上あること」の要件を満たさない場合、オプション取引の売建（日経平均VI先物取引）を規制するものとします。当該要件を満たさず、オプション取引の売建（日経平均VI先物取引）規制となったお客様は、別途、個別審査により規制解除が可能な場合があります。</u>なお、当審査基準と、審査の結果ご意向にそえない場合の理由については開示しないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2013年 2月) 改訂 (2015年 6月) 改訂 (2016年 1月) 改訂 (2019年 12月) 改訂</p>	<p>ン取引口座開設ができない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。</p> <p>3. 法人のお客様は前第1項6号、7号の要件は適用せず、6号については、「当社預り資産1,000万円以上あること」を要件とします。</p> <p>4. <u>勤務先が金融機関の場合、申込を制限させていただく場合がございます。なお制限解除の個別審査を希望される際には、当社へご連絡いただく必要があります。</u></p> <p>5. 登録の連絡先（電話番号等）が不通となり連絡が取れない場合には、新たに連絡先が登録されるまでの間、取引制限するものとします。</p> <p>6. <u>お客さま基本情報の登録内容により、前第1項号の開設基準が変動する場合があります。</u></p> <p>7. <u>年齢が70歳以上またはご登録の職業が「パート・アルバイト」「主婦」「学生」の場合、お預かり資産等の状況を含め審査するものとします。なお、審査の結果ご意向にそえない場合の理由については開示しないものとします。</u></p> <p>8. <u>ご登録の属性がオプション取引の開始基準「原則、年収が500万円以上あること（法人口座のお客様は、当社の預り資産が1,000万円以上あること）」の要件を満たさない場合、オプション取引の売建（日経平均VI先物取引）を規制するものとします。なお、当審査基準と、審査の結果ご意向にそえない場合の理由については開示しないものとします。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2013年 2月) 改訂 (2015年 6月) 改訂 (2016年 1月) 改訂 (2019年 12月) 改訂</p>	

新文書	旧文書	備考
(2021年 1月) 改訂	(2021年 1月) 改訂	
(2022年 3月) 改訂	(2022年 3月) 改訂	
(2025年 2月) 改訂	(2025年 2月) 改訂	
(2025年 4月) 改訂		

三菱UFJ eスマート証券 FX（店頭外国為替証拠金取引）約款

新文書	旧文書	備考
<p>(略)</p> <p>第4条（本サービスにおける口座開設の申込み）</p> <p>1. 以下の要件をすべて満たし、当社のルールを遵守し本サービスの節度ある利用を行えるお客様に限り口座開設を申込みいただけます。</p> <p>(1) すでに当社に証券口座を開設していること</p> <p>(2) インターネットを利用できる環境にあること</p> <p>(3) 電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(4) 常時連絡が取れる連絡先を登録されていること</p> <p>(5) 個人番号もしくは法人番号の登録が完了していること</p> <p>(6) 十分な年収があること、<u>または、十分な金融資産を保有していること</u></p> <p>(7) お客様基本情報のご投資目的（方針）が「収益性重視」又は「安定性・収益性重視」であること</p> <p>(8) 18歳以上であること</p> <p><u>(9) 金融先物取引業協会会員勤務ではないこと</u></p> <p><u>※法人のお客様の場合、(6) について、「純資産が100万円以上あること」を要件とします。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2014年12月改訂)</p> <p>(2015年 6月改訂)</p> <p>(2016年 1月改訂)</p> <p>(2019年12月改訂)</p> <p>(2020年 1月改訂)</p> <p>(2020年 9月改訂)</p> <p>(2021年 1月改訂)</p> <p>(2021年 3月改訂)</p> <p>(2021年10月改訂)</p>	<p>(略)</p> <p>第4条（本サービスにおける口座開設の申込み）</p> <p>1. 以下の要件をすべて満たし、当社のルールを遵守し本サービスの節度ある利用を行えるお客様に限り口座開設を申込みいただけます。</p> <p>(1) すでに当社に証券口座を開設していること</p> <p>(2) インターネットを利用できる環境にあること</p> <p>(3) 電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(4) 常時連絡が取れる連絡先を登録されていること</p> <p>(5) 個人番号もしくは法人番号の登録が完了していること</p> <p>(6) 十分な年収があること、<u>かつ</u>十分な金融資産を保有していること</p> <p>(7) お客様基本情報のご投資目的（方針）が「収益性重視」又は「安定性・収益性重視」であること</p> <p>(8) 18歳以上であること</p> <p>(略)</p> <p>(2014年12月改訂)</p> <p>(2015年 6月改訂)</p> <p>(2016年 1月改訂)</p> <p>(2019年12月改訂)</p> <p>(2020年 1月改訂)</p> <p>(2020年 9月改訂)</p> <p>(2021年 1月改訂)</p> <p>(2021年 3月改訂)</p> <p>(2021年10月改訂)</p>	

新文書	旧文書	備考
(2022年 3月改訂) (2022年10月改訂) (2023年 7月改訂) (2025年 2月改訂) <u>(2025年 4月改訂)</u>	(2022年 3月改訂) (2022年10月改訂) (2023年 7月改訂) (2025年 2月改訂)	

取引所外国為替証拠金取引(くりっく 365)約款

新文書	旧文書	備考
<p>(略)</p> <p>第4条 (取引所外国為替証拠金取引(くりっく 365)口座開設の申込)</p> <p>1. 以下の要件をすべて満たし、当社のルールを遵守し本取引の節度ある利用を行えるお客様に限り、取引所外国為替証拠金取引口座(くりっく 365)開設を申し込めます。</p> <p>(1) すでに当社に証券口座を開設していること</p> <p>(2) インターネットを利用できる環境にあること</p> <p>(3) 電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(4) 常時連絡が取れる連絡先が登録されていること</p> <p>(5) 個人番号もしくは法人番号の登録が完了していること</p> <p>(6) 十分な年収があること、<u>または、十分な金融資産を保有していること</u></p> <p>(7) お客様基本情報のご投資目的(方針)が「収益性重視」または「安定性・収益性重視」であること</p> <p>(8) 18歳以上であること]</p> <p><u>(9) 金融先物取引業協会員勤務ではないこと</u></p> <p><u>※法人のお客様の場合、(6)について、「純資産が100万円以上あること」を要件とします。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2011年 8月)</p> <p>(2012年 2月)</p> <p>(2012年 4月)</p> <p>(2012年 8月)</p> <p>(2013年 8月)</p> <p>(2015年 6月)</p> <p>(2016年 1月)</p> <p>(2019年12月)</p>	<p>(略)</p> <p>第4条 (取引所外国為替証拠金取引(くりっく 365)口座開設の申込)</p> <p>1. 以下の要件をすべて満たし、当社のルールを遵守し本取引の節度ある利用を行えるお客様に限り、取引所外国為替証拠金取引口座(くりっく 365)開設を申し込めます。</p> <p>(1) すでに当社に証券口座を開設していること</p> <p>(2) インターネットを利用できる環境にあること</p> <p>(3) 電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(4) 常時連絡が取れる連絡先が登録されていること</p> <p>(5) 個人番号もしくは法人番号の登録が完了していること</p> <p>(6) 十分な年収があること、<u>かつ</u>十分な金融資産を保有していること</p> <p>(7) お客様基本情報のご投資目的(方針)が「収益性重視」または「安定性・収益性重視」であること</p> <p>(8) 18歳以上であること</p> <p>(略)</p> <p>(2011年 8月)</p> <p>(2012年 2月)</p> <p>(2012年 4月)</p> <p>(2012年 8月)</p> <p>(2013年 8月)</p> <p>(2015年 6月)</p> <p>(2016年 1月)</p> <p>(2019年12月)</p>	

新文書	旧文書	備考
(2020年 9月) (2021年 1月) (2022年 3月) (2022年10月) (2025年 2月) <u>(2025年 4月)</u>	(2020年 9月) (2021年 1月) (2022年 3月) (2022年10月) (2025年 2月)	

取引所 CFD (株 365) 約款

新文書	旧文書	備考
<p>(略)</p> <p>第 4 条 (取引所 CFD (株 365) の口座開設の申込)</p> <p>1. 以下の要件をすべて満たし、当社のルールを遵守し本取引の節度ある利用を行えるお客様に限り、本取引の口座開設を申しただけです。</p> <p>(1) すでに当社に証券口座を開設していること</p> <p>(2) インターネットを利用できる環境にあること</p> <p>(3) 電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(4) 常時連絡が取れる連絡先が登録されていること</p> <p>(5) 個人番号もしくは法人番号の登録が完了していること</p> <p>(6) 十分な年収、<u>または、</u>十分な金融資産を保有していること</p> <p>(7) お客様基本情報のご投資目的 (方針) が「収益性重視」または「安定性・収益性重視」であること</p> <p>(8) 株式 (現物・信用)・先物・オプション・CFD・外国為替証拠金取引のいずれかのご経験があり、かつ本取引に関する知識があること</p> <p>(9) 18 歳以上であること</p> <p>2. 当社が前項の要件及び当社が定める基準により本取引口座開設の可否を審査し、お客様が本取引の 制度・リスクを理解し、本約款、本取引の契約締結前交付書面、約諾書等の内容を熟知していることを当社が確認した場合に限り、お客様は本取引を利用できるものとします。なお、審査の結果、本取引口座開設ができない場合でも、お客様にその理由を開示できません。</p> <p>3. <u>法人のお客様は第 1 項 5 号、6 号の要件は適用せず、6 号については、「純資産 100 万円以上」を要件とします。</u></p> <p>4. 年齢 80 歳以上の場合、申込を制限させていただく場合がございます。なお制限解除の個別審査を希望される際には、当社へご連絡いただく必要があります。</p>	<p>(略)</p> <p>第 4 条 (取引所 CFD (株 365) の口座開設の申込)</p> <p>1. 以下の要件をすべて満たし、当社のルールを遵守し本取引の節度ある利用を行えるお客様に限り、本取引の口座開設を申しただけです。</p> <p>(1) すでに当社に証券口座を開設していること</p> <p>(2) インターネットを利用できる環境にあること</p> <p>(3) 電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(4) 常時連絡が取れる連絡先が登録されていること</p> <p>(5) 個人番号もしくは法人番号の登録が完了していること</p> <p>(6) 十分な年収、<u>かつ</u>十分な金融資産を保有していること</p> <p>(7) お客様基本情報のご投資目的 (方針) が「収益性重視」または「安定性・収益性重視」であること</p> <p>(8) 株式 (現物・信用)・先物・オプション・CFD・外国為替証拠金取引のいずれかのご経験があり、かつ本取引に関する知識があること</p> <p>(9) 18 歳以上であること</p> <p>2. 当社が前項の要件及び当社が定める基準により本取引口座開設の可否を審査し、お客様が本取引の 制度・リスクを理解し、本約款、本取引の契約締結前交付書面、約諾書等の内容を熟知していることを当社が確認した場合に限り、お客様は本取引を利用できるものとします。なお、審査の結果、本取引口座開設ができない場合でも、お客様にその理由を開示できません。</p> <p>3. 年齢 80 歳以上の場合、申込を制限させていただく場合がございます。なお制限解除の個別審査を希望される際には、当社へご連絡いただく必要があります。</p> <p>4. 年齢が 80 歳以上またはご登録の職業が「パート・アルバイト」「主婦」「学生」の場合、お預かり資産等の状況を含め審査を行う場</p>	

新文書	旧文書	備考
<p>5. 年齢が80歳以上またはご登録の職業が「パート・アルバイト」「主婦」「学生」の場合、お預かり資産等の状況を含め審査を行う場合があります。なお、審査の結果ご意向にそえない場合の理由については開示しないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2011年 11月)</p> <p>(2012年 2月)</p> <p>(2012年 8月)</p> <p>(2015年 6月)</p> <p>(2016年 1月)</p> <p>(2019年 12月)</p> <p>(2020年 9月)</p> <p>(2020年 11月)</p> <p>(2021年 1月)</p> <p>(2022年 3月)</p> <p>(2022年 10月)</p> <p>(2025年 2月)</p> <p><u>(2025年 4月)</u></p>	<p>合があります。なお、審査の結果ご意向にそえない場合の理由については開示しないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2011年 11月)</p> <p>(2012年 2月)</p> <p>(2012年 8月)</p> <p>(2015年 6月)</p> <p>(2016年 1月)</p> <p>(2019年 12月)</p> <p>(2020年 9月)</p> <p>(2020年 11月)</p> <p>(2021年 1月)</p> <p>(2022年 3月)</p> <p>(2022年 10月)</p> <p>(2025年 2月)</p>	